

北海道 技術指針

第 1 章 一般の環境影響評価編

第 1 節 総 論

第1 趣旨

1 この環境影響評価技術指針第1章一般の環境影響評価編（以下「指針」という。）は、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第4条の3、第4条の4、第4条の6、第4条の14、第7条、第7条の3、第12条から第14条まで、第15条の2、第20条の2、第28条、第28条の2、第29条の2、第38条及び第38条の2の規定に基づき、配慮書（配慮書の案を含む。）、方法書、準備書等の作成等について定めるとともに、事業者が調査、予測及び評価の手法の選定その他環境影響評価を行う上で必要な技術的事項を定めるものである。

なお、環境影響評価については、科学的知見に基づき、合理的に行われるものであることから、事業者は、必要に応じ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性、地域特性等を踏まえ、この指針に定められた標準的事項以外のより適切な手法等を選定することができる。

2 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展、事例の蓄積により、随時標準的事項等の追加を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し必要な見直しを行うものとする。

第2 環境影響評価の項目

環境影響評価を行う環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の項目は、次の表のとおりである。

| 環 境 要 素 | | 細 区 分 |
|-------------------------|-------------|--|
| 1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素 | 1 大気汚染 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準の項目 ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項及び第4項の物質 ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類 |
| | 2 水質汚濁 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 ・水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条の物質及び第3条の項目 ・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環境庁水質保全局長通知）に定める農薬 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 ・その他の項目（水温、底質及び塩分等） |
| | 3 騒音及び超低周波音 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境、自動車、鉄道、航空機、工場・事業場及び建設作業の各騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び各超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。） |
| | 4 振動 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境、自動車、鉄道、工場・事業場及び建設作業の各振動 |
| | 5 悪臭 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項の特定悪 |

| | | |
|------------------------------|----------|--|
| | | 臭物質及び第2項の臭気指数 |
| | 6 土壌汚染 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の項目 ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項のダイオキシン類 |
| | 7 地盤沈下 | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下 |
| | 8 日照障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・日照障害、風車の影 |
| | 9 電波障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・電波障害 |
| 2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の保全に係る要素 | 1 地形・地質 | <ul style="list-style-type: none"> ・地形、表層地質、土壌及び温泉 |
| | 2 植物 | <ul style="list-style-type: none"> ・種子植物、シダ植物、藻類 |
| | 3 動物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫類を除く。）及び底生動物（水生昆虫類を含む。） |
| | 4 生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・生態系 |
| 3 身近な自然等との触れ合いに係る要素 | 1 景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観、都市景観及び農村（里地）景観 |
| | 2 身近な自然 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然（野外レクリエーション地を含む。） |
| 4 地球環境保全及び循環型社会に係る要素 | 1 温室効果ガス | <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質 |
| | 2 廃棄物等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土 |
| 5 一般環境中の放射性物質に係る要素 | 1 放射線の量 | <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん等の発生に伴うもの ・水の濁りの発生に伴うもの ・産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴うもの |

第 2 節 各 論

第1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る要素

第1-1 大気汚染

1 現状調査

(1) 予測結果との照合、数理モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により大気中における濃度について調査する。

(手法)

- ・「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」に定める方法
- ・「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める方法
- ・「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」に定める方法
- ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法
- ・「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

(2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（発生負荷量、排出形態等）等について、次の手法により調査する。

(手法)

- ・「地上気象観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・「高層気象観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、大気汚染に係る環境基準、排出基準、周辺の土地利用等について調査する。

2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、

設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。

(手法)

- ・大気拡散式の理論解（ブルームモデル、パフモデル、JEAモデル等）
なお、必要に応じ環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。
- ・風洞実験
- ・野外拡散実験
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、大気環境に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

第1—2 水質汚濁

1 現状調査

(1) 予測結果との照合、数値モデル検証のための現況データ等

調査は、道、市町村が実施している調査結果を整理することを基本とし、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性及び地域特性を勘案して必要な項目を選定し、次の手法により公共用水域の水質、底質及び地下水の水質について調査する。

(手法)

- ・「水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法
- ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年環境庁水質保全局水質規制課長通知）に定める方法
- ・「底質調査方法について（平成24年環境省水・大気環境局長通知）」に定める方法
- ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」に定める方法
- ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」に定める方法
- ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年環境庁水質保全局長通知）」に定める方法
- ・その他の適切な方法

(2) 予測の前提条件等

予測及び評価を実施しようとする場合に必要となる諸元、パラメータ等の設定に当たり必要となるデータについて、既存資料を整理・解析するとともに、必要に応じて適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し現地調査を実施するものとする。

現地調査を行う場合、調査、分析方法等について法令等に定めがあるときは、その手法によることを標準とするが、必要に応じ、その他の適切な手法を選定することができる。

具体的には、水象の状況（河川については流量、流速、利水状況等、海域については流向、流速、取排水、河川水流入量等、湖沼については水位、流出入流量、水温分布等）、予測及び評価において考慮すべき発生源の状況（流入負荷量、排出水温、排出形態等）等について、次の手法により調査する。

（手法）

- ・「海洋観測指針（気象庁編）」に定める方法
- ・水質調査方法について（昭和46年環境庁水質保全局長通知）に定める方法
- ・発生源についての聞き取り調査
- ・その他の適切な方法

(3) 予測地点の選定、評価の留意事項の把握のために必要なデータ

予測及び評価を実施する上で考慮すべき社会的状況、環境保全に係る法令等による地域指定の状況、環境保全措置の検討に必要な類似事例等について調査する。

具体的には、水質汚濁に係る環境基準の類型当てはめの状況、排水基準、利水の状況等について調査する。

2 予測

予測方法及び予測範囲は、現状調査結果及び事業の規模、種類等により環境に与える影響の程度の大きさを勘案して適切に設定することとし、予測の対象時期は工事中の影響が最大となる時点及び事業活動が定常の状況に達する時点とする。

また、予測の前提条件となる各種諸元、予測計算に必要な各種パラメータ、予測地点等について、設定根拠や具体的位置・数値等を可能な限り明らかにすることとする。

具体的には、次の手法により環境濃度の予測を行うものとする。ただし、濃度予測に必要な場合には、流れの場についても、予測することとする。

（手法）

- ・数理解析モデル（ストリータ・ヘルプスの式、拡散方程式の数値解析等）
なお、必要に応じ流れの場、環境濃度の現状再現性等について明らかにすること。
- ・水理模型実験
- ・類似事例からの推定
- ・その他の適切な方法

3 評価

評価には実行可能な範囲内で環境への影響が回避され、又は低減されていることを視点として含めることとし、環境保全措置の検討の経過、環境保全措置を講じるにもかかわらず懸念される環境影響の程度等についても明らかにすることとする。

なお、環境基準、目標等がある場合には、それらとの対比も行うこと。

具体的には、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷の発生段階）の抑制措置、水域に排出される際（排出段階）の低減措置等について明らかにすることにより、事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明すること。

抑制対策について十分検討するとともに、抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示すこととする。

具体的には、温室効果ガスの抑制に係る技術の進展状況等を踏まえ、事業者として実行の可能性等について検討するとともに、温室効果ガスの抑制措置の内容について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。

第4-2 廃棄物等

1 現状調査

(1) 事業に関連して発生する廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土）に関する調査

工事中及び完了後（事業の供用後）に発生する廃棄物等の量、種類及び発生時期について、発生源、工程等ごとに、類似施設における発生量や原単位を用いて適切に予測するため、第1節の第2の表の細区分に掲げるものについて、事業特性を勘案して必要な項目を選定し、予測に必要な情報を調査するとともに、地域における廃棄物の処理・再生利用状況等について調査する。

(2) 類似事例等抑制措置の検討のための情報収集

発生及び排出の抑制措置の検討のため、同種の類似する施設における事例等について、広く文献、資料等を収集するとともに、市町村等が実施する抑制対策について状況を把握する。

具体的には、廃棄物の抑制対策技術等について調査する。

2 予測及び評価

1の調査結果に基づき、工事中及び完了後（事業の供用後）に発生する廃棄物等の量、種類及び発生時期について、発生源、工程等ごとに予測する。また、事業の実施に伴う発生段階及び排出段階における抑制対策について十分検討するとともに、抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示すこととする。

具体的には、廃棄物等の発生抑制措置及び処理方法、再生利用可能性等について検討するとともに、発生量及び排出量の抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。

第5 一般環境中の放射性物質に係る要素

第5-1 放射線の量

1 現状調査

一般環境中の放射性物質の状況については、放射線の量で行うことを基本とし、国や道が実施している空間線量率等の調査結果を整理するとともに、必要に応じて地域における環境情報等を参考に、適切な調査範囲、調査時期、調査方法等を設定し、現地調査を行うこととする。

2 予測及び評価

対象事業の実施及び供用に伴う放射線の量の変化について、「第1-1 大気汚染」、「第1-2 水質汚濁」及び「第4-2 廃棄物等」の予測・評価手法等並びに「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）平成27年3月 環境省総合環境政策局環境影響評価課」を参考として、粉じん等、水の濁り、産業廃棄物及び建設発生土の発生に伴う放射性物質の影響（拡散、流出）について予測するとともに、放射性物質の拡散や流出を防止するための環境保全措置及び抑制の程度について事業者の見解を明らかにし、評価の結果として示す。

技 術 指 針

平成 11 年 6 月 1 日
広 島 市 公 告

改 定

平成 25 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日

別表3 環境要素

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細 項 目 | |
|---------------------|------|-----|---|--|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 大気環境 | 大気質 | <p>1 環境基準設定項目 二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント，ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン</p> <p>2 大気汚染防止法施行令規定項目 いおう酸化物，ばいじん，一般粉じん，石綿，カドミウム及びその化合物，塩素，塩化水素，弗素，弗化水素，弗化珪素，鉛及びその化合物，窒素酸化物，炭化水素，粒子状物質，ダイオキシン類</p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則規定項目 アンモニア，弗素及びその化合物，シアン及びその化合物，一酸化炭素，ホルムアルデヒド，硫化水素，塩化水素，二酸化窒素，二酸化硫黄，塩素，二硫化炭素，フェノール，硫酸（三酸化硫黄含む），黄燐，鉛及びその化合物，アセトアルデヒド</p> <p>4 その他必要な項目 非メタン炭化水素等</p> | |
| | | 騒音 | 騒音レベル，低周波音（音圧レベル） | |
| | | 振動 | 振動レベル | |
| | 水環境 | 水質 | 悪臭 | <p>1 悪臭防止法施行令に規定されている項目 アンモニア，メチルメルカプタン，硫化水素，硫化メチル，二硫化メチル，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルパレルアルデヒド，イソパレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸，イソ吉草酸</p> <p>2 その他の必要な項目 臭気濃度，臭気強度，臭気指数等</p> |
| | | | 水質 | <p>1 環境基準設定項目 (1) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目） 水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量，化学的酸素要求量，浮遊物質，ノルマルヘキサン抽出物質（油分等），全窒素，全燐，溶存酸素量，大腸菌群数</p> <p>(2) 人の健康の保護に関する項目（健康項目） カドミウム，全シアン，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，アルキル水銀，PCB，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,3-ジクロロプロペン，チウラム，シマジン，チオペンカルブ，ベンゼン，セレン，硝酸性及び亜硝酸性窒素，ふっ素，ほう素</p> <p>2 水質汚濁防止法に基づく排水基準規定項目（1以外） フェノール類，銅，亜鉛，溶解性鉄，溶解性マンガン，全クロム</p> <p>3 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準規定項目（1,2以外） 水温，外観，透視度，臭気</p> <p>4 その他必要な項目 陰イオン界面活性剤，アンモニア性窒素，燐酸態燐，ダイオキシン類，農薬成分，温排水，濁度，透明度，塩素イオン，塩分，有害物質，富栄養化等</p> |
| | | 底質 | <p>1 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準に規定されている項目</p> <p>2 水底土砂に係る判定基準項目</p> | |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細 項 目 | |
|------------------|-----------------------|-------|--|---|
| | | | 3 その他必要な項目 水素イオン濃度，化学的酸素要求量，全窒素，全磷，ダイオキシン類，含水率，硫化物，酸化還元電位，強熱減量，ノルマルヘキサン抽出物（油分等），色相，臭気，泥温，粒度組成等 | |
| | | 地下水汚染 | 1 地下水の水質基準に係る環境基準設定項目 水質の1の(2)に同じ 2 その他必要な項目 一般細菌，大腸菌群，過マンガン酸カリウム消費量，水素イオン濃度，亜硝酸性窒素，硝酸性窒素，水温，色度，臭気，味，濁度，塩素イオン濃度，地下水の水位等 | |
| | | 水象 | 河川：流量，流況，その他必要な項目 海域：潮流，恒流，波浪，潮汐，その他必要な項目 | |
| | 土壌環境 | 地形・地質 | 現況地形・地質，注目すべき地形・地質，土地の安定性 | |
| | | 地盤沈下 | 地盤沈下 | |
| | | 土壌汚染 | 1 環境基準設定項目 水質の1の(2)の項目，有機磷，銅 2 その他必要な項目 ダイオキシン類，重金属等土壌汚染物質 | |
| | その他の環境 | | 日照障害：日照の状況* 電波障害：テレビジョン電波受信障害の状況 風害：風向，風速，気温 | |
| | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 動物 | 陸域動物 | 動物相の状況（哺乳類，鳥類，両生類，爬虫類，昆虫類等） 水生生物の生息・生育状況 （動物プランクトン，底生生物，水生昆虫類，両生類，魚類，水系鳥類等） 生息・生育環境（地形，水質，底質，水象等） 注目すべき種及びその生息地（採餌場所，繁殖場所等）の分布，特徴 |
| | | | 水域動物 | 生物群の生息・生育状況（浮遊生物，底生生物，付着生物，遊泳生物） 生息・生育環境（水質，底質，水象，干潟，藻場，漁礁等） |
| | | 植物 | 陸生植物 | 植物相及び植生の状況，注目すべき種及び植物群落の分布及び特性，生育環境（地形，地質，土壌等），緑の状況（緑被率，緑地面積等） |
| 水生植物 | | | 植物プランクトン，水生植物の生育状況 生息・生育環境（地形，水質，底質，水象等） | |
| 生態系 | | | 地域を特徴づける生態系：上位性，典型性，特殊性等 | |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | | 景観 | | 主要な眺望景観，主要な眺望点及び景観資源，自然景観等 |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | | 遊歩道，プロムナード，野外レクリエーション施設等の消滅の有無と変更の程度及び環境影響 | |
| | 文化財 | | 史跡，名勝，天然記念物，風俗文化財，埋蔵文化財等 | |
| 環境への負荷 | 廃棄物等 | | 一般廃棄物，産業廃棄物，残土（掘削，浚渫等に伴って発生する土砂で廃棄物に該当しないもの）等 | |
| | 温室効果ガス等 | | 二酸化炭素及びその他の温室効果ガス オゾン層破壊物質 | |
| 一般環境中の放射性物質 | 放射線の量 | | 空間線量率，放射能濃度 | |

* 風力発電所については，羽根の回転で生じる地上の明暗（シャドーフリッカー）を含む。

別表5 調査・予測の手法（一部）

| 環境要素 | 調 | | 査 | |
|-------|--|---|--|---|
| | 調査の内容 | 調査の方法 | 調査地域及び地点 | 調査期間等 |
| 放射線の量 | <p>調査項目は、次に掲げる項目の中から必要なものを選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放射線の量（空間線量率等によって把握されるもの）の状況 2 粉じん等の状況 3 気象の状況 4 地形・地物の状況 5 土地利用の状況 6 濁度又は浮遊物質量の状況 7 流れの状況 8 土質の状況 | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> | <p>調査地域は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>調査地点は、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> | <p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> |

| 環境要素 | 予 測 | | | |
|-------|---|--|---|---|
| | 予測の内容及び手法 | 予測地域 | 予測地点 | 予測対象時期等 |
| 放射線の量 | <p>予測項目は、放射線の量の変化の程度とする。</p> <p>予測方法は、次に掲げる方法の中から適切なものを用いて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 | <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> | <p>粉じん等の拡散の特性、水域の特性又は水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> | <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p> |

- 1 この表において「調査地域」とは、調査の対象とする地域をいう。
- 2 この表において「調査地点」とは、調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点をいう。
- 3 この表において「調査期間等」とは、調査に係る期間、時期及び時間帯をいう。
- 4 この表において「予測地域」とは、予測の対象とする地域をいう。
- 5 この表において「予測地点」とは、予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点をいう。
- 6 この表において「予測対象時期等」とは、予測の対象とする時期、期間又は時間帯をいう。
- 7 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 8 この表において「貴重な地形及び地質」、「重要な種及び群落」又は「貴重な種」とは、それぞれ学術上及び希少性の観点から重要なものをいう。
- 9 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上及び希少性の観点から重要な生息地若しくは地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 10 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 11 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。
- 12 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望するための景観をいう。
- 13 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 14 放射線の量に係る現地調査を行うにあたっては、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成 27 年 3 月 環境省総合環境政策局環境影響評価課）を踏まえ、そのほか最新の情報や知見の収集に努めた上で、個別事業ごとの事業特性や地域特性等を勘案し、最適な手法を選択すること。